

墨田区消費者ニュース

平成30年3月発行 第136号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



もう「必ず儲かる」仮想通貨の投資話に注意！

仮想通貨とは・・・

インターネット上でやりとりされる電子データ。ショッピングや送金などの際に支払い・資金決済ツールとして利用される機会が増えてきています。

日本円やドルといった国が価値を保証している「法定通貨」ではありません！！

ただ**トラブル**も・・・(;-;)

最近、仮想通貨の購入に関する不審な勧誘についての相談が急増しています。よくある相談事例をご紹介します。

事例1 聞き覚えのない業者から、電話で、仮想通貨の購入を勧められた。

事例2 「必ず価値が上がります」、「購入価格よりも高い値段で買い取ります」といった内容のメールが届いた。

こういった事例は、投資詐欺の可能性があります。トラブルに巻き込まれないためにも、以下の事項にご留意ください。

- 仮想通貨を取り扱う事業者は、金融庁・財務局への登録が必要です。金融庁・財務局のウェブサイトで公表しているので確認しましょう。
- 仮想通貨の取引を行う場合、事業者から説明を受け、取引内容やリスクをよく理解してからおこなってください。
- 仮想通貨の価格は市場で変動するものが多く、値上がりする保証はどこにもありません！

消費者講座

※金融庁ホームページ、消費者庁イラスト集より抜粋

『はじめて学ぶ仮想通貨』

5月18日(金)に開催予定！

詳しくは区報4月11日号をご覧ください。

参加無料！



見積もりだけのつもりがリフォーム工事を契約 ～クーリング・オフできる場合があります～

【相談事例】

マンションに居住しており、「リフォーム工事モニター募集」と書かれたチラシがポスティングされていたので、業者に電話をかけてシステムキッチン工事の見積もりを依頼した。一昨日、業者が訪問してきて75万円の見積もりを出され、「キャンペーン価格なのでこの値段でできるのは今日限りだ。工事をするのかしないのか、今日中に結論を出してほしい」と言われたので契約をしてしまった。

冷静に考えると予算より高いし、他社でも見積もりをとってから契約するべきだったと思った。クーリング・オフはできるか？

【アドバイス】

消費者センターには、訪問販売によるリフォーム工事の相談が多数寄せられています。「今なら特別に値引きをする」などと言って、契約を急がせる業者には注意が必要です。リフォーム工事は工事の必要性や金額の妥当性の判断が難しいものです。複数の業者から相見積もりをとり、比較・検討した上で契約するようにしましょう。

今回は、相談者はキッチンのリフォーム工事の見積もりをとるだけのつもりで業者に訪問を依頼しました。ところが、業者から勧誘され契約をしたので、特定商取引法の訪問販売に該当し、クーリング・オフにより契約を解除することができます。相談者にクーリング・オフ手続き方法を助言し、消費者センターで業者に確認の電話を入れました。業者から、「クーリング・オフの対応をする」と回答があり解決しました。

すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

